

学校教育活動における偏見や差別の防止等の徹底について、以下のとおりお知らせします。

事 務 連 絡  
令和 3 年 2 月 9 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校事務主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務担当課  
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社事務主管課

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課  
児童生徒課  
総合教育政策局教育人材政策課

### 学校教育活動における偏見や差別の防止等の徹底について

今般、一部の学校において実施された模擬試験において、特定の宗教等について誤った認識や偏見、差別が生じる恐れのある不適切な出題がありました。本事案については、出題文の作者に偏見や差別等の意図はなく責められるべきものではない一方、試験問題の作成過程において複数の教職員が関与していたにもかかわらず確認や配慮が不十分であった等の問題がありました。

もとより、学校教育活動において不当な差別的表現等はあってはならず、児童生徒への指導に当たる教職員には高い人権意識が求められます。当然ながら、学校における定期試験や模擬試験、更には高等学校入学者選抜等において、偏見や差別につながるような出題があってはならず、問題作成においては、児童生徒が誤った認識や偏見等を持つことがないよう、十分に配慮するとともに、複数の観点から確認を行うなど内容の妥当性等を十分に確認することが重要です。また、教職員においては、日頃から高い人権意識を持つとともに、研修等を通じてその涵養に努めることが必要であり、加えて第三者の著作物を使用する場合には、著作権について適切に取り扱うことも必要です。

については、学校設置者や各学校等において、これらに十分に注意し、改めて偏見や差別の防止等の徹底に努めていただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県私立学校事務主管課及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社事務主管課におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局  
教育課程課

T E L : 03-5253-4111（内線 2565）